

事業報告書

ま え が き

公益財団法人放射線影響協会（以下「協会」という。）は、放射線の生物及び環境に及ぼす影響に関する事業並びに放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する事業として4つの公益事業を推進していますが、平成25年度は、協会事業に対する社会の要請を踏まえつつ、関係機関並びに賛助会員の皆様のご理解とご協力を得て、着実に遂行することができました。特に、東日本大震災により発生した福島原子力発電所の事故以降、低線量放射線の健康影響について国民の関心が高くなり、多くの方が放射線・放射能に不安を抱いておられる中、放射線影響に関する科学的解明に貢献するとともに国民の皆様の疑問や不安の解消に少しでもお役に立てるよう事業活動に取り組んで参りました。

放射線影響に関する研究への奨励金助成は、本業務を開始して以降、平成25年度末までに410件に達し、また、放射線影響研究分野の国際学術集会参加に伴う渡航費用等の助成も平成25年度末までに200名に達しており、協会の顕彰事業等の実績と相まって、斯界の発展、科学技術の進展に貢献しています。

放射線疫学調査センターは、国からの委託契約に基づき原子力発電施設等従事者を対象に低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査を実施しました。平成25年度は、第V期調査の4年目にあたり、個人情報保護に留意しつつ調査対象者の生死情報を確認すると共に、第V期調査のまとめ報告に資するため、健康影響の解析について、生活習慣や集団特性による交絡を考慮して、交絡要因の寄与の大きさを探索しました。また、国民一般等の理解と協力及び専門家の評価を得るため、報告会の開催、ホームページへの掲載等の広報活動を実施しました。

放射線防護に関する調査研究については、国際放射線防護委員会（ICRP）の動向を的確に把握し、日本のICRP委員、専門家及び学識経験者等が情報及び認識の共有化を図り、国内における考え方が勧告等の検討に貢献できるように活動を行いました。

被ばく線量登録管理制度は、平成25年11月15日に除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（以下「除染登録管理制度」という。）が発足し、既に運用を行っている原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度（以下「原子力登録管理制度」という。）、R I放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度（以下「R I登録管理制度」という。）と同様に、除染登録管理制度に参加する事業者の従事者及びその被ばく線量を放射線従事者中央登録センター（以下「中央登録センター」という。）が一元的に登録管理することとなりました。

これら被ばく線量登録管理制度に係る登録者数を合計すると、平成 25 年度末で約 61 万人となりました。また、厚生労働大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会からの指定を受けて、事業者から引渡しを受けた放射線業務従事者の被ばく線量等の記録は、251 万件に達しており、これらを適切に保管するとともに、本人又は関係事業者からの記録の照会に応じています。

以上は協会の平成25年度事業概要です。

今後とも、協会事業の発展、充実のため、関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。

I 放射線影響に関する知識の普及・啓発及び 研究活動への奨励・助成

1 放射線影響に係る知識の普及・啓発

- (1) 協会の総合広報誌「放影協ニュース」を年4回発行した。
- (2) 協会の業務の紹介及び放射線関連情報の発信を図るため、ホームページの充実に努めた。
- (3) 国内で開催された放射線影響関連行事に参加し、情報交換並びに知識の普及啓発に努めた。

2 研究奨励助成金の交付

放射線の生物及び環境に及ぼす影響に関する調査研究、放射線による障害の防止及び放射線の医学利用に関する調査研究に対して助成金を交付し、もって科学技術の進展に寄与するため、昭和36年度より毎年、研究奨励助成金交付業務を実施しており、累計は410件となった。

本助成は、ホームページにより公募を行い、応募された研究課題について学識経験者により構成された「研究奨励助成金交付選考委員会」で審議・選考した。平成25年度は6名の研究者に交付した。

3 顕著な成績をあげた研究者の顕彰

(1) 放射線影響研究功績賞

本賞は、協会の松平元理事長からの寄付金等を基に平成12年度に創設したものであり、放射線の生物及び環境に及ぼす影響、放射線の医学利用の基礎並びに放射線障害の防止など放射線科学の分野において、顕著な業績をあげた者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者からなる本賞選考委員会の厳正な選考を経て決定している。

平成25年度は、日本放射線影響学会からの推薦者1名を顕彰した。

(2) 放射線影響研究奨励賞

本賞は、放射線科学の分野で卓越した研究を行っており、その将来が嘱望される新進気鋭の研究者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者からなる本賞選考委員会の厳正な選考を経て決定している。

平成 25 年度は、日本放射線影響学会からの推薦者 2 名を顕彰した。

4 国際研究集会参加等のための助成

本業務は、放射線影響の分野における国際学術集会への参加、国外研究機関への研究者の派遣、国外研究機関等からの研究者の招へいなどに伴う渡航費用等を助成し、もって研究成果発表及び国外研究者との意見交換等の機会を提供し、我が国の放射線影響研究の一層の進展に資することを目的として、平成 3 年度から開始したものである。

助成に際しては、学識経験者により構成される「海外派遣研究者選考委員会」で、助成申請者の審査を行っている。

平成 25 年度は、国際研究集会派遣の 2 名に交付し、平成 3 年度に開始以来の累計は 200 名となった。

Ⅱ 放射線影響に関する調査研究

「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」

(契約締結日 平成 25 年 6 月 17 日)

(委託費の額 152,880,364 円)

平成25年度は、原子力発電施設等放射線業務従事者及び元従事者約20万人に対して実施してきた追跡健康調査の第Ⅴ期5ヶ年の4年目に当たり、引き続き個人情報保護に留意しつつ確実に調査を推進した。また、調査に関わる情報の収集等における調査対象者等関係者、地方自治体、並びに原子力事業者、専門家及び国民の理解と協力を得るために報告会を開催し広報活動を行った。

事業の実施結果の概要は、以下のとおりである。

放射線疫学調査センターは、原子力発電施設等における放射線業務従事者等に係る疫学的調査について、これまで平成2年度から5年を周期に調査結果を取り纏めている。平成22年度からは第Ⅴ期調査が開始され、平成25年度は第Ⅴ期のまとめ報告の前年に当たることを踏まえ調査を着実に実施した。

1 生死追跡調査

調査対象集団のうち50,069人について、住民票の写し等を各市区町村から交付を受けることにより生死追跡調査を実施した。平成25年度終了時点で確認できた生存者は166,233人、死亡者の累計は27,074人となっている。また、2市から19人の調査対象者について住民票の写し等を平成25年度に取得することができなかった。

2 解析

種々の要因を同時に考慮して放射線の健康影響が解析できるように統計解析システムの改良を行い、対象集団の健康影響に適合する解析方法について、交絡要因の探索の幅を広げ、喫煙等の生活習慣のみならず対象集団のもっている特性がもたらす交絡の影響について検討した。出生年や最初の個人識別機関、有害業務従事歴、喫煙開始年齢や禁煙年齢、禁煙後経過年数、さらに、職位、職種といった社会経済状況が交絡要因として大きな効果を持っていることが分かった。

さらに、近年国際的に関心が高まってきた非新生物疾患への放射線影響を検討し、喫煙状況が交絡要因としての効果が大きかったことが分かった。

これらの検討から、低線量放射線の健康影響を調べる上では、交絡要因の調整が不可欠であり、その情報を把握している本疫学調査の重要性が示唆される。

3 放射線疫学情報ファイル（データベース）の維持・管理及び疫学解析システムの改良

過去に蓄積した解析用データについては協会の個人情報保護規程等に基づき適確に維持管理を行うと共に、疫学解析システムの保守管理及び解析の効率化を図るため、必要に応じてシステムの改良を実施した。

4 個人情報の保護に関する措置

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」等に基づき、また、最近の情報漏えい事故等の実態を踏まえた情報セキュリティの動向にも配慮し、本調査にて蓄積された疫学調査情報について、保管場所及び取扱場所並びに取扱者を指定し、また、保管・取扱場所に制限を設け、さらに個人情報へのアクセス管理を行うなど個人情報の保護に必要な措置を講じ、適切に取り扱い、保管管理した。さらに、個人情報の管理や漏洩防止など知識や意識の向上のための研修等を実施した。

5 広報

放射線の健康影響に関する国民一般の理解と協力、原子力事業者及び調査対象者の理解と協力、並びに専門家の評価を得るために、報告会の開催、ホームページへの掲載などの広報活動を実施した。また、日本放射線影響学会等に参加し、本放射線疫学調査に関わる発表と意見交換などを行い放射線疫学調査の情報収集を行った。

6 委員会の開催

平成 25 年度は、放射線疫学調査倫理委員会、同評価委員会、同調査運営委員会、同解析検討委員会及びこれらに関連する個人情報保護に関する技術専門委員会、交絡因子調査専門委員会を開催し、放射線疫学調査に関する重要事項について審議検討した。

Ⅲ 放射線の防護及び利用に関する調査研究

ICRP（国際放射線防護委員会）が取りまとめる勧告や報告は、我が国の放射線防護法令の基本となるものであることから、協会は昭和 61 年に ICRP 調査・研究連絡会を設置して、我が国からの ICRP 委員の活動に対する支援を行っている。

平成 25 年度は、ICRP 主委員会及び第 1～5 専門委員会において進められている「放射線防護に係る ICRP 新基本勧告（2007 年勧告）」のレビュー作業（第 2 専門委員会における線量評価やパラメータ値の見直し等）の状況を昨年度に引き続き把握した。

また、ICRP の各専門委員会において行われた、眼の水晶体に係る線量限度に関する検討、DDREF（Dose and Dose-rate effectiveness factor）に関する検討、医療技術の進歩に伴う被ばくの軽減に関する検討、ラドン被ばくの放射線防護に関する検討（喫煙者・非喫煙者のリスク評価）、福島原子力発電所事故を契機として開始された実践的な防護システム構築に関する検討、等の内容を的確に把握することとし、ICRP 調査・研究連絡委員会を開催して関係機関・関連学術団体等との情報交換・意見交換を行うとともに、ICRP の活動状況に関し我が国の放射線防護関係者を対象とした報告会を開催した。

1 ICRP について

ICRPは、主委員会と 5つの専門委員会から構成されている。それぞれの委員会の役割及び我が国から委員として参加している専門家は下表のとおりである。なお、平成25年度は、4年を一任期とするICRP委員の交替があった。

任期：平成25年6月まで		
委員会名	活動分野	氏名（所属）
主委員会 (MC)	総括	丹羽太貫 (京都大学名誉教授)
第1専門委員会 (C1)	放射線の影響	中村典 ((公財)放射線影響研究所)
第2専門委員会 (C2)	放射線被ばくによる被ばく線量	石樽信人 (名古屋大学医学部)
		遠藤章 ((独)日本原子力研究開発機構)
第3専門委員会 (C3)	医療における放射線防護	米倉義晴 ((独)放射線医学総合研究所)
第4専門委員会 (C4)	委員会勧告の放射線管理実務への適用	甲斐倫明 (大分県立看護科学大学)
		本間俊充 ((独)日本原子力研究開発機構)
第5専門委員会 (C5)	環境の放射線防護	酒井一夫 ((独)放射線医学総合研究所)

任期：平成25年7月から

委員会名	活動分野	氏名(所属)
主委員会 (MC)	総括	丹羽太貫 (京都大学名誉教授)
第1専門委員会 (C1)	放射線の影響	伴信彦 (東京医療保健大学教授)
第2専門委員会 (C2)	放射線被ばくによる被ばく線量	遠藤章 ((独) 日本原子力研究開発機構)
第3専門委員会 (C3)	医療における放射線防護	米倉義晴 ((独) 放射線医学総合研究所)
第4専門委員会 (C4)	委員会勧告の放射線管理実務への適用	甲斐倫明 (大分県立看護科学大学)
		本間俊充 ((独) 日本原子力研究開発機構)
第5専門委員会 (C5)	環境の放射線防護	酒井一夫 ((独) 放射線医学総合研究所)

(参考) 我が国のICRP委員数の推移

(昭和61年) ICRP調査・研究連絡会発足当初	: 計5名
(平成17年) ICRP第5専門委員会開設	: 計6名
(平成21年) ICRP第2専門委員会に1名追加参加	: 計7名
(平成23年) ICRP第4専門委員会に1名追加参加	: 計8名
(平成25年) ICRP第2専門委員会1名減員	: 計7名

2 ICRP会合開催状況

平成25年度は、主委員会会合が1回、タスクグループ会合が1回、全体会合が1回、それぞれ開催された。それぞれの会合の開催時期、開催地、我が国からの出席委員は下表のとおりである。

委員会名	委員氏名	開催地	開催時期
主委員会	丹羽太貫	ケンブリッジ (英国)	H25年4月15日～ 4月18日
		アブダビ (アラブ首長国連邦)	H25年10月18日～ 10月21日 H25年10月25日～ 10月27日
第1専門委員会	伴信彦		
第2専門委員会INDOS/DOCAL 合同タスクグループ会合	石博信人 遠藤章	Schliersee (独国)	H25年5月13日～ 5月17日
第2専門委員会	遠藤章		
第3専門委員会	米倉義晴	アブダビ (アラブ首長国連邦)	H25年10月21日 H25年10月25日～ 10月27日
第4専門委員会	甲斐倫明 本間俊充		
第5専門委員会	酒井一夫		

3 ICRP調査・研究連絡会の活動状況について

平成25年度は、以下のとおり、当連絡会会員及び関連学術団体等との情報交換を行うために2回の連絡委員会を、また我が国の放射線防護関係者を対象にした報告会を1回、それぞれ開催した。

(1) 第1回連絡委員会の開催

【日 時】 平成25年6月14日（金）午前10時30分～正午

【場 所】 エッサム神田ホール内会議室

【議 題】 ① 第2専門委員会INDOS/DOCAL 合同タスクグループ会合開催報告について

② 主委員会ケンブリッジ会合開催報告について

【議事概要】

① 石樽・遠藤両ICRP第2専門委員会委員から、平成25年5月13日～17日にシュリアーゼ（独国）において開催された第2専門委員会INDOS/DOCAL 合同タスクグループ会合の開催結果について報告がなされ、続いて意見交換を行った。

② 丹羽ICRP主委員会委員から、平成25年4月15日～18日にケンブリッジ（英国）において開催された主委員会会合の開催結果について報告がなされ、続いて意見交換を行った。

(2) 第2回連絡委員会の開催

【日 時】 平成25年10月4日（金）午後1時15分～同5時

【場 所】 エッサム神田ホール内会議室

【議 題】 アブダビ（アラブ首長国連邦）において開催されるICRP主委員会会合及び第1～第5専門委員会会合おける論点等について

【議事概要】

主委員会会合について丹羽ICRP主委員会委員から、第1専門委員会会合について伴ICRP第1専門委員会委員から、第2専門委員会会合について遠藤ICRP第2専門委員会委員から、第3専門委員会会合について米倉ICRP第3専門委員会委員から、第4専門委員会会合について甲斐ICRP第4専門委員会委員から、第5専門委員会会合について酒井ICRP第5専門委員会委員から、それぞれ論点等の紹介が行われ、続いて意見交換を行った。

(3) 報告会の開催

【日 時】 平成25年12月17日（火）

午前10時15分～正午

午後1時15分～同4時

【場 所】 エッサム神田ホール

【議 題】

① ICRP主委員会報告について

② ICRP第1専門委員会報告について

③ ICRP第2専門委員会報告について

④ ICRP第3専門委員会報告について

⑤ ICRP第4専門委員会報告について

⑥ ICRP第5専門委員会報告について

【議事概要】

主委員会会合について丹羽ICRP主委員会委員から、
第1専門委員会会合について伴ICRP第1専門委員会委員から、
第2専門委員会会合について遠藤ICRP第2専門委員会委員から、
第3専門委員会会合について米倉ICRP第3専門委員会委員から、
第4専門委員会会合について甲斐及び本間ICRP第4専門委員会委員から、
第5専門委員会会合について酒井ICRP第5専門委員会委員から、
それぞれ論点等の紹介が行われ、続いて意見交換を行った。

4 報告書の作成

報告会の内容や関連資料及びICRP調査・研究連絡会連絡委員会を含めた、1年間の活動概況をまとめて報告書を作成し、会員への活動成果報告とした。

5 ICRP調査・研究連絡会の運営

平成25年度の本連絡会は、新たに8会員の参画を得て、下記16団体の協力のもとに運営した。

- ① (一社) 日本画像医療システム工業会
- ② (一社) 日本電機工業会
- ③ (株) アトックス
- ④ (株) 千代田テクノル
- ⑤ (公社) 日本アイソトープ協会
- ⑥ (公社) 日本医学放射線学会
- ⑦ 産業科学 (株)
- ⑧ 電気事業連合会
- ⑨ 電源開発 (株)
- ⑩ (独) 日本原子力研究開発機構
- ⑪ (独) 放射線医学総合研究所
- ⑫ 長瀬ランダウア (株)
- ⑬ 日本エヌ・ユー・エス (株)
- ⑭ 日本原燃 (株)
- ⑮ 日本放射性医薬品協会
- ⑯ 日立アロカメディカル (株)

(50音順)

IV 放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する情報の収集、登録及び管理

平成 25 年度は、原子力登録管理制度、R I 登録管理制度に加えて、新たに発足した除染登録管理制度に係る管理業務を実施した。

1 経常業務

(1) 原子力登録管理制度に係る事業

前年度に引き続き、原子力事業者等から被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受付け、また、放射線業務従事者（以下「従事者」という。）の指定を解除した者の被ばく線量に係る放射線管理記録の引渡しを受け、これら进行处理するとともに、さらに被ばく線量記録等の登録保管内容の照会に対する回答業務を行った。

その登録等の概況は、第 1 表のとおりである。

第 1 表 登録等の概況

(単位：件)

項 目	平成 2 5 年度	平成 2 5 年度末累計
従事者（個人識別）の登録	3 3, 0 1 4	5 4 6, 6 8 7
放射線管理手帳発行の登録	3 4, 0 3 1	4 8 5, 7 4 1
従事者指定の登録	5 6, 5 5 9	2, 4 8 0, 0 4 1
定期線量（年間線量）の登録	9 7, 4 8 4	3, 1 5 2, 5 1 3
従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し	6 0, 6 5 7	2, 4 3 3, 2 2 5
経歴照会に対する回答	1 0 3, 5 2 1	1, 0 8 7, 8 9 9

イ 従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録

原子力事業所又は除染等事業場での作業に初めて従事する者については、本人を雇用する事業者等から従事者の登録申請を放射線管理手帳発効機関（以下「手帳発効機関」という。）経由で受付け、個人識別項目（氏名、生年月日等）

の登録を行い、中央登録番号を付与した。また、併せて放射線管理手帳（以下「手帳」という。）発行の登録を行い、手帳発効機関から手帳が発行された。中央登録番号と手帳は、原子力登録管理制度及び除染登録管理制度において共通に使用する。

平成 25 年度の新規従事者（個人識別）の登録件数は 33,014 件（前年度比 49% 増）、新規手帳発行件数は、34,031 件（前年度比 79% 増）であった。これらの件数の増加は、主に福島県内で実施されている除染作業における手帳の取得を反映したものと思われる。その結果、平成 26 年 3 月末における従事者（個人識別）の登録件数の累計は 546,687 件、手帳発行件数の累計は、485,741 件となった。

ロ 従事者指定の登録

原子力事業所での業務に先立ち、当該業務に従事する者について、原子力事業者から従事者指定の登録申請を受け、56,559 件の登録を行った。

ハ 定期線量（年間線量）の登録

定期線量登録は、前年度のそれぞれの原子力事業所で放射線業務に従事した者の年間線量について、それぞれの原子力事業所から申請を受けデータベースへ登録するものである。平成 25 年度は、平成 24 年度の各原子力事業所の定期線量の他、平成 22 年度、平成 23 年度の福島第 1 原子力発電所分の追加及び訂正を含めて合計 97,484 件を登録した。

ニ 従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し

原子力事業者から従事者指定の解除及び放射線管理記録 60,657 件の引渡しを受け、保管した。その結果、平成 26 年 3 月末における保管総件数は 2,433,225 件となった。

なお、放射線管理記録については、原本のほかにバックアップ用と経歴照会用のマイクロフィルムを保管している。また、電算機には従事者指定の解除の登録とともにマイクロフィルム保管番号を登録し、放射線管理記録の照会に対し即応できるようにしている。

ホ 経歴照会に対する回答

原子力事業者等からの、従事者等の基本項目（中央登録番号等）、線量記録、指定・指定解除、手帳発行記録等について、本年度は 103,521 件の経歴照会があり、回答した。これは、前年度に比べて約 6% の増加で、事故前（平成 21 年度）に比べて約 48% の増加である。除染等業務に携わる従事者に対する手帳発行の際の経歴確認の増加が主な要因と考えられる。

なお、照会の内容を項目別にみると、第 2 表のとおりである。

第2表 照会内容別件数

(単位：件)

項目	件数	項目の内容
基本項目	30,699	中央登録番号、氏名、生年月日、手帳発行の有無、直近の指定・指定解除の記録等
線量記録	27,012	定期線量登録、集計線量の記録
指定・指定解除	22,994	従事者等の指定・指定解除の記録
手帳発行記録	22,416	手帳発行・再発行等の記録
放射線管理記録	400	必要期間の放射線管理記録
計	103,521	

(2) 除染登録管理制度に係る事業

除染登録管理制度は、除染等業務従事者等の被ばく線量等を一元管理する制度を設立するため、関係請負事業者等が参集した「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」において検討が行われ、平成25年11月15日に環境省直轄の除染等業務及び事故由来廃棄物等処分業務を行う事業者を対象に、当協会を運用主体として発足した。平成26年4月1日には、地方自治体及び環境省以外の国の機関が発注する除染等業務等を対象とした部分についても運用を開始することとした。これに伴い、平成26年1月より中央登録センターに設置した暫定システムによる除染等従事者等のデータ登録を開始した。

イ 事業場登録、工事件名登録

除染登録管理制度が発足した平成25年11月15日から平成26年3月31日までに除染登録管理制度に12社の除染等事業者の加入があった。制度の加入事業者から、平成25年度に13件の事業場の登録があった。また、除染工事件名は28件の新規登録があったが、平成25年度中に1件の終了登録があり、平成25年度末の継続工事件名は27件となった。

ロ 定期線量（四半期線量）の登録

除染登録管理制度は、定期線量の登録は四半期単位で行われ（原子力は年度単位）、平成25年度は年度の合計で19,376件の定期線量の登録があった。また、従事者の従事する除染工事件名への登録（原子力登録管理制度の指定登録

に相当)は、定期線量(四半期線量)の登録により行われる。なお、中央登録番号取得のための従事者(個人識別)の登録及び放射線管理手帳発行の登録は、原子力登録管理制度と共通であり、両制度における合計件数は第1表に示した。

各種登録の概況は、第3表のとおりである。なお、放射線管理記録の引渡しは、平成26年度から開始される。

第3表 除染登録管理制度の各種登録の概況

(単位：件)

項目	平成25年度 新規登録件数	平成25年度 終了登録件数	平成25年度末 継続件数
事業場登録	13	0	13
工事件名登録	28	1	27

項目	平成25年度	平成25年度末累計
定期線量(四半期線量)の登録	19,376	19,376

注) 定期線量は四半期毎に登録された件数の合計である。

(3) RI登録管理制度に係る事業

イ 各種登録等の実施

前年度に引き続き、RI被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受付け、登録等を行った。その登録等の概況は、第4表のとおりである。

なお、平成25年3月末におけるRI被ばく線量登録管理制度参加事業者数は30事業者で、このうち非破壊検査関係事業者が20事業者である。

第4表 登録等の概況

(単位：件)

項目	平成25年度	平成25年度末累計
従事者(個人識別)の登録	1,375	59,913
定期線量の登録(年間線量)	7,848	235,972
放射線管理記録の引渡し	5,846	169,019

ロ 廃止等事業所からの記録引渡し及び保管

前年度に引き続き、放射性同位元素等の使用の廃止等の届出をした事業者等から従事者等の被ばく線量及び健康診断結果の記録の引渡しを受け、原子炉等規制法での登録管理業務と同様に保管・管理を行った。その概況は、第5表のとおりである。平成25年度は、前年度に比べて、引渡しを行った廃止事業所数は14件の減、放射線管理記録の引渡し件数は1,200件の減となった。

第5表 RI等使用廃止事業所数、記録の引渡し及び保管

(単位:件)

項 目	平成25年度	平成25年度末累計
RI等使用廃止事業所数	48	1,752
RI等使用廃止に伴う放射線管理記録の引渡し	7,544	89,079注)

注) 原子力、RI両登録管理制度の従事者で、原子力登録管理制度に引渡された11,009件の記録を含む。(第1表にも計上)

(4) 被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度の普及推進

被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度について、関係者への説明を行うなどその普及推進に努めた。

2 被ばく線量登録管理業務を安全・適切に実施するための業務

経常業務を安全かつ適切に実施するため、平成25年度は次の業務を実施した。

(1) 除染登録管理制度の発足に伴う体制の整備

平成25年11月15日の除染登録管理制度発足に伴い、平成25年12月1日に中央登録センターに除染登録管理課を設置し、制度参加事業者との契約、各種登録手続きの整備を行った。また、平成26年1月から、データ管理室に設置したパソコンによる暫定システムに、除染等事業者からの情報の登録を開始した。

また、制度参加事業者の除染等事業場の端末とのデータのやり取りを可能とする本格システムについて、開発のための要件定義をまとめた。本格システムは平成26年12月からの試験運用開始、平成27年2月末の完成を目途に開発を行う。

(2) 引渡し記録の取扱いの変更に係る検討

原子力登録管理制度に係る「被ばく線量登録管理制度推進協議会(以下「推進

協議会」という。)」の専門委員会において、従来原子力事業者から文書記録で引き渡された放射線管理記録を長期保管のための原本としていたものを、文書記録のスキャン画像から作成したマイクロフィルムを長期保管のための原本として位置づけることに運用を変更し、それに伴い、マイクロフィルムの真正性を確認した文書記録は計画的に廃棄を行うことを主旨とした最終報告書がまとめられ、平成25年11月の推進協議会で承認され、平成26年度に運用を開始することとした。

中央登録センターでは除染登録管理制度、R I 登録管理制度についても、同様の運用とすることとした。

(3) 被ばく線量登録管理制度推進協議会の開催

推進協議会は、平成25年7月及び11月の2回開催し、第6表のとおり審議を行った。

第6表 被ばく線量登録管理制度推進協議会開催状況

回数	開催年月日	主な審議事項
第111回	平成25年7月26日	① 平成24年度中央登録センターの事業報告・決算報告について ② 登録管理制度契約書の記録の第3者提供に係る記載の変更について ③ 除染等従事者に係る経歴照会について
第112回	平成25年11月25日	① 平成26年度中央登録センター事業計画(案)及び収支予算(案)について ② 放射線管理記録の引渡し及び保管についての検討会最終報告について ③ 除染登録管理制度の発足に伴う契約変更について

(4) 標準統計資料について

原子力事業所における従事者の放射線管理が適切に実施されていること等を一般の方々に理解していただくため、各年度の登録データによる標準統計資料を協会のホームページ等で、公表している。

平成25年度は、平成23年度、平成24年度線量の訂正等があったことから、統計資料の作成は平成26年度に実施することとした。

(5) 原子力事業者との手帳運用等に関する協議

手帳の適切な運用や登録管理制度における個人情報の取扱い等について、原子

力事業所の実務担当者との意見交換を行っている。今年度は第7表のとおり5原子力事業所を対象として意見交換を実施した。

(6) 手帳発効機関に対する手帳の運用等に係る指導、助言

手帳の円滑な運用に資するため、「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」（手帳発効機関用）等に従って手帳が適切に運用されているか、また、個人情報の取り扱いが規程等に基づき適切に運用、管理されているか等について、必要な指導、助言を行っている。今年度は第7表のとおり20手帳発効事業所に対して実施した。

第7表 手帳発効機関の手帳発効事業所に対する助言、指導の実施状況

実施年月日	地 区	原子力事業所	手帳発効事業所数
平成25年6月	関東	0	1
平成25年6月	北陸	1	1
平成25年10月	福島	0	7
平成25年12月	敦賀	1	3
平成26年2月	東海	3	4
平成26年3月	関東	0	1
平成26年3月	大阪	0	3
	合計	5	20